

ニュージーランド

意匠規則

1999年5月31日改正

1999年7月1日施行

目次

第1部 序

規則1 名称及び施行

規則2 解釈

第2部 手数料

規則3 第1附則に基づき納付すべき手数料

規則4 納付期限

規則5 納付方法

規則6 郵便による納付

規則7 ニュージーランド以外からの納付

規則8 手数料納付期日の通知

第3部 様式及び書類

規則9 第2附則に定める様式

規則10 書類の寸法等

規則11 企業及び法人による提出書類の署名

第4部 代理人及び通信

規則12 出願人に代わり行為することができる代理人

規則13 代理人への委任

規則14 代理人への送達

規則15 代理人承認の拒絶

規則16 通信の宛先

規則17 命じることができる署名

規則18 送達宛先

第5部 登録出願

規則19 願書の署名

規則20 使用すべき適切な願書様式

規則21 出願人の死亡

規則22 複数の物品に係る同一意匠の個別出願

規則23 記述すべき物品の名称及び意匠の新規特徴

規則24 法第8条に基づく出願

第6部 表示

規則25 提出すべき意匠の表示

規則26 組の物品

規則27 作成

規則28 見本

規則29 語，文字又は番号

規則30 表面繰返し模様

- 規則 31 肖像，記章等
- 規則 32 生存している者の名称又は肖像
- 規則 33 除外意匠
- 第 7 部 条約出願
- 規則 34 要件
- 規則 35 手続
- 第 8 部 出願受理の手続
- 規則 36 局長による異論
- 規則 37 聴聞
- 規則 38 審判
- 規則 39 未完成
- 規則 40 登録
- 第 9 部 著作権存続期間の延長
- 規則 41 第 2 期
- 規則 42 第 3 期
- 規則 43 法第 8 条に基づく登録意匠
- 規則 44 納付期限の延長
- 第 10 部 譲渡等
- 規則 45 登録
- 規則 46 書類の謄本
- 規則 47 申請人の必要とされる細目
- 規則 48 利権の停止
- 規則 49 記載事項の変更
- 規則 50 登録の取消
- 規則 51 一定の場合における遺産管理状の提出免除
- 第 11 部 錯誤の訂正
- 規則 52 申請
- 規則 53 公告
- 規則 54 異議
- 規則 55 聴聞
- 第 12 部 証明書及び情報
- 規則 56 局長による証明書
- 規則 57 登録証再発行
- 規則 58 情報請求
- 規則 59 調査請求
- 規則 60 公衆の閲覧に供さない意匠
- 第 13 部 強制ライセンス
- 規則 61 申請
- 規則 62 異議
- 規則 63 申請を立証する証拠
- 規則 64 答弁の証拠

- 規則 65 証拠閉鎖
- 規則 66 聴聞
- 規則 67 費用
- 第 14 部 登録の取消
- 規則 68 申請
- 規則 69 手続
- 規則 70 費用
- 第 15 部 局長の面前での証拠
- 規則 71 証拠の様式
- 規則 72 宣言書の作成等
- 規則 73 宣言の実施等
- 規則 74 書類上の署名の承認
- 規則 75 追加証拠
- 第 16 部 裁判所への申請及び裁判所の命令
- 規則 76 申請謄本の局長への送達
- 規則 77 裁判所の命令に基づく行為
- 第 17 部 雑則
- 規則 78 1913 年著作権法適用除外の意匠
- 規則 79 裁量権
- 規則 80 証拠免除の権限
- 規則 81 補正
- 規則 82 期間の延長
- 規則 83 記録の破棄
- 第 18 部 廃止及び除外
- 規則 84 廃止及び除外
- 第 1 附則 手数料

第1部 序

規則1 名称及び施行

- (1) 本規則は、1999年意匠改正規則として引用することができ、1954年意匠規則（「principal regulations」）の部分を構成する。
- (2) 本規則は、1999年7月1日付で施行する。

規則2 解釈

本規則において、文脈上別異に解することを必要としない限り、

「法」とは、1953年意匠法をいう。

「代理人」とは、局長の納得するよう適法に委任された代理人をいう。

「連邦国」とは、英連邦の加盟国をいい、その国際関係につき当該国の政府が責任を有する地域をすべて含む。

「条約出願」とは、法第21条に基づくニュージーランドにおける出願をいう。

「提出」とは、特許庁局長宛てに差し出し、行い、届け出る、又は料金前払書簡を郵便によって送付することをいう。

「登録簿」とは、法第25条に基づき保管されている意匠登録簿をいう。

「見本」とは、意匠を適用した物品をいう。

「繊維品」とは、繊維反物、ハンカチーフ、及びショールをいい、局長が随時決定することができる性格が類似する他部類の物品も含む。

番号付き様式をいう場合は第2附則にその番号を付した意匠の様式をいう。

第2部 手数料

規則3 第1附則に基づき納付すべき手数料

(1) 意匠の登録及びそのための出願，並びに法から発生の意匠に関するその他の事項に係り納付を要する手数料は，第1附則に定めるものとする。

(2) 本規則に定める手数料は，商品及びサービスの税金を含まない。

規則4 納付期限

特許庁宛てに納付を要する手数料及び料金については，出願若しくは申請を行う時，又は本規則に基づいて手数料又は料金の納付を要する届出をするか文書を提出する時に，納付しなければならない。

規則5 納付方法

手数料はすべて特許庁において現金で納付しなければならない。ただし，局長は他の何らかの方法で行った納付を受け入れることもできるが，その場合納付の事実の認定を手数料が回収されるまで保留するか又は取り消すことができる。

規則6 郵便による納付

特許庁宛てに郵便によって送付の金銭については送付者の危険負担とする。

規則7 ニュージーランド以外からの納付

ニュージーランド以外からの送金は所定手数料の全額についてニュージーランドにおいて支払われ，かつ，即時に換金の可能なものでなければならない。

規則8 手数料納付期日の通知

局長は納付期日到来又は到来予定の通知を出すことができるが，局長がそうしなかった場合，又は当該通知はしたが何等かの理由で細目について不正確か若しくは宛先人に届かなかった場合でも，賠償義務は一切負わないものとする。

第3部 様式及び書類

規則9 第2附則に定める様式

第2附則で規定の様式は、それらが適用可能な限りすべての場合に使用しなければならないが、局長の指示に従って修正することができる。

規則10 書類の寸法等

如何なる特定の場合にも局長によって行われることのある指示に従うことを条件として、願書、届出書、表示を付した書面、その他法又は本規則に基づいて提出される書類はすべて強力紙によるものとし、また、別段の必要がある場合を除き、片面のみを使用したもので、寸法は約A4判国際寸法で左端部に約5cm幅の余白を置いたものでなければならない。

規則11 企業及び法人による提出書類の署名

(1) 企業が提出した書類については、パートナーの名称を完全な名称で含まなければならない、かつ、パートナー全員、又はパートナーシップを代表して署名する旨明記したパートナー、又は書類に署名することを委任されていると局長を納得させるその他の者の何れかによって、署名されなければならない。

(2) 法人によって提出される書類については、法人の1取締役又は秘書役、又は当該書類に署名することを委任されている旨局長が適格であると認める他の者によって署名されなければならない。

第4部 代理人及び通信

規則12 出願人に代わり行為することができる代理人

登録出願，及び出願人と局長との間及び意匠の登録所有者と局長又は他の者との間に行われるその他あらゆる通信については，代理人によって又は代理人を経由して行うことができる。

規則13 代理人への委任

前記の如何なる出願人，登録所有者，その他の者も手続又は事項に関して様式1又は局長が十分とみなすその他の様式によって代理人指定の旨を書面とした委任状に署名の上，局長宛てに提出して，自己を代表する代理人を指定することができる。

規則14 代理人への送達

当該指定の場合は，手続又は事項に関する何等かの書類の代理人宛ての送達は代理人を指定した本人への送達とみなすものとし，手続又は事項に関して当該本人宛てに行われるべき通信はすべて当該代理人宛てとし，それに関する局長への出頭は当該代理人によって又は代理人を経由して行うことができる。

規則15 代理人承認の拒絶

ニュージーランドにおいて居住しておらず，また，事業も営んでいない者については，局長は，法に基づく如何なる手続に関するも代理人として承認することを拒絶しなければならない。

規則16 通信の宛先

特許庁向けであり，かつ，法に起因する事項に関する書簡，その他の通信はすべてウェリントン市の特許庁意匠局長宛てとしなければならない。

規則17 命じることができる署名

如何なる特定の場合でも局長は，適当と認める場合は，出願人又はその他の者自身の署名又は出頭を命じることができる。

規則18 送達宛先

(1) 本規則が関係する如何なる手続でも各出願人，及び登録意匠の所有者として又は権利を有するとして登録された各人については，当人の住居又は営業所の完全な住所に加えニュージーランドにおける送達宛先を局長宛てに届け出なければならない。

(2) 送達宛先については，手続又は意匠に関連するあらゆる目的で，当該出願人又はその者の実際の宛先として扱うことができ，更に登録所有者の場合は，当該所有者の送達宛先として登録簿に記入しなければならない。

(3) 何らかの手続についての申請人，又は登録意匠の所有者若しくはそれに権利を有するとして登録された人については，当人の送達宛先向けの書面による通信は適正に宛てられたものとみなす。

(4) 送達宛先を局長宛てに未届の場合は，その住居又は営業所の住所を送達宛先とみなす。

ただし、その住居又は営業所の住所がニュージーランド国外の場合はこの限りではなく、かかる場合は、ニュージーランドにおける送達宛先が提出されるまで局長は出願審査を実施する必要がないものとする。

第 5 部 登録出願

規則 19 願書の署名

意匠登録の願書は出願人又はその代理人によって署名されなければならない。

規則 20 使用すべき適切な願書様式

意匠登録の願書は様式 2 又は様式 3 とし、組の物品に適用の意匠の場合は、場合に応じて様式 4 若しくは様式 5 とする。

規則 21 出願人の死亡

意匠登録の出願人がその出願日後、意匠登録の実施前に死亡の場合、当該出願人の死亡につき局長が納得のときは、当該死亡出願人の名称、宛先、及び国籍に代えて、当該意匠を所有する者の名称、宛先、及び国籍を、当該所有権の立証につき局長が納得のときに、登録簿に記入することができる。

規則 22 複数の物品に係る同一意匠の個別出願

複数の物品に係る同一意匠の登録を希望する場合は、各物品について個別の出願をしなければならない。その場合、各願書には個別に番号を付さなければならない、分離別個の願書として扱われるものとする。

規則 23 記述すべき物品の名称及び意匠の新規特徴

- (1) 各願書には当該意匠を適用予定の物品、及び出願人がその所有者と主張する旨を記述しなければならない。
- (2) 繊維品、壁紙、又はレースに適用される意匠を登録しようとする出願の場合を除き、願書には新規性を主張する意匠の特徴についての陳述書を更に添付しなければならない。
- (3) 出願人は、如何なる場合でも局長にそうするよう命じられたときは、主張する当該意匠の新規性について局長の納得する陳述を表示又は見本の各々に裏書きしなければならない。

規則 24 法第 8 条に基づく出願

1 又は 2 以上の物品に係り登録済意匠の登録に係る出願、又はその性質を変更するには足りず若しくは実質的にその同一性に影響する程でもない修正か変更を伴う登録意匠からなる意匠の登録に係る出願の場合で、当該出願に対して法第 8 条による保護を請求することを希望するときは、願書に当該既に有効な登録の各番号を含ませるものとする。

第6部 表示

規則25 提出すべき意匠の表示

意匠登録の出願に関連して局長の納得する様式によって当該意匠の同一表示4部又は見本4部を提出しなければならない。表示が提供された場合は、局長は登録前に何時でも見本又は追加表示の提供を命じることができる。

規則26 組の物品

(1) 組の物品に適用する意匠登録の出願に関連しては、局長の納得する様式を使用して当該意匠の同一表示4部又は見本4部を提出しなければならない。

(2) 表示は当該組物に含まれている各個別物品に適用された意匠を示さなければならない。

規則27 作成

(1) 意匠の各表示については、単一物品か組の物品に適用されるかを問わず、ボール紙上ではなく規則10に規定する用紙上にするものとし、用紙の片面のみに掲載しなければならない。図形は紙上に縦の位置にしなければならない。複数の図形が示される場合は、それらはできる限り同一紙上に位置し、各々は場合に応じて斜視図、正面図、側面図、平面図、その他として、明示されなければならない。

(2) 提出された表示が図面又は透写の場合は、それらはインクを使用し、透写布又は透写紙の場合は、規則10に規定する寸法の用紙上に掲載しなければならない。

(3) 前記規定に拘らず、局長は適当と認める様式を使用した意匠の写真表示を受取することができる。

規則28 見本

見本が提出されても、局長の意見として規則10に規定する寸法の用紙上に接着剤を使用するか又はリンネル裏打ち用紙に縫い付けることによって具合よく偏平位置に搭載し他の書類を損傷することなく保管することができる種類のものでない場合は、見本に代えて表示が提出されなければならない。

規則29 語、文字又は番号

語、文字又は番号が意匠に掲載されても意匠に不可欠でない場合は、それらは表示又は見本から取り除かなければならない。それらが意匠に不可欠の場合は、局長はそれらを排他的に使用する権利を放棄する旨の語句挿入を命じることができる。

規則30 表面繰返し模様

表面繰返し模様から構成される意匠の各表示は完全な模様及び長さ並びに幅についての十分な繰返し部分を示し、寸法が長さ17cm、幅12cm以上でなければならない。

規則31 肖像、記章等

女王陛下若しくは王族の肖像、又は紋章、記章、騎士勲章若しくは勲章の複製、又は国、市、区、町、場所、協会、法人、機関、若しくは個人の旗の複製が意匠に掲載された場合は、局

長が必要とすれば，当該肖像又は複製の登録若しくは使用に対する同意書を，同意を与える権利を有すると局長にとり思料される公務員，その他の者から当該意匠の登録手続前に提出させなければならず，当該同意書のない場合は，局長は当該意匠の登録を拒絶することができるものとする。

規則 32 生存している者の名称又は肖像

生存している者の名称又は肖像が意匠上に掲載される場合は，局長が必要とすれば，その者から同意書を当該意匠の登録手続前に提出させなければならない。最近死亡した者の場合は，局長は死者の名称又は肖像が掲載されている意匠の登録手続前に，その法律上の代表者に同意を求めることができる。

規則 33 除外意匠

次の物品の何れかに適用される意匠は，法に基づく登録から除外するものとする。

(a) 工業的方法で大量生産するためのひな形又は模様として使用され又は使用しようとする塑像物若しくは模様を除いた彫刻作品

(b) 壁飾り額，及び記章

(c) 書籍カバー，カレンダー，証明書，クーポン，洋裁用図案，挨拶状，ちらし広告，地図，図面，葉書，スタンプ，営業広告，取引様式，カード，転写画，などを含む主として文学的又は芸術的性格の印刷物

第7部 条約出願

規則 34 要件

(1) 法第 21 条に基づく登録願書については、出願人の援用する条約国において出願したのが出願人自身か、その法律上の代表者又は譲受人と主張する者かを問わず、条約国において行われた当該意匠に係る最初の出願である旨の宣言を含まなければならない、外国出願をしたか又は法第 21 条(4)に基づいているとみなされる条約国名、及びその公式出願日を特記しなければならない。

(2) 各条約願書と共に提出される表示又は見本に加えて、条約国における最初の出願に係り提出又は寄託された意匠について、当該条約国の意匠局長により適法に認証済の謄本、若しくは局長の納得するよう証明された謄本を、出願時又は出願後 3 月以内に、提出しなければならない。

(3) 出願に係る証明書、その他の書類が外国語の場合は、その翻訳文がそれに添付され、法定宣言書又はその他によって局長の納得するよう証明されなければならない。

規則 35 手続

規則 34 によって規定の場合を除き、条約出願に関連した手続はすべて、本規則によって所定の期間内かつ方法によって、行われなければならない。

第 8 部 出願受理の手続

規則 36 局長による異論

出願審査時に局長にとっては、当該意匠が法に基づいて登録不可能と認められる場合は、局長はその異論を出願人に書面で明示するものとし、その後 1 月以内に出願人が聴聞を申請しない限り、出願人はその出願を取り下げたものとみなす。

規則 37 聴聞

出願人が聴聞を申請した場合は、聴聞における局長の決定は書面によって当該出願人宛てに通信されなければならない。

規則 38 審判

出願人が局長の決定に対して審判を希望する場合は、その者は局長にその決定の理由及びその決定に至るに当たり使用した資料を書面によって明示するよう請求して当該決定から 1 月以内に様式 6 によって申請しなければならない。当該申請の受理時には局長は出願人宛てに前記の明示による陳述書を送付しなければならず、また、上訴のためには当該陳述書の送付日付を局長の決定日付とみなす。

規則 39 未完成

出願の未完成に係る法第 7 条(4)の適用上の所定の期間は、出願日から 12 月とする。ただし、期間延長請求が様式 7 によって行われた場合は、当該出願は前記日付から 12 月後 15 月以内に何時でも完成することができる。

規則 40 登録

意匠登録証は、様式 8、様式 9、様式 10、又は様式 11 の何れか適するものを使用するものとするが、局長の指示に従って修正することができる。

第9部 著作権存続期間の延長

規則41 第2期

著作権存続期間の第2期5年間への延長についての申請は様式12によって行わなければならない。

規則42 第3期

著作権存続期間の第3期5年間への延長についての申請は様式13によって行わなければならない。

規則43 法第8条に基づく登録意匠

(1) 法第8条によって登録された意匠に係る著作権の存続期間延長に関する申請については、法第8条に基づく当該申請書提出の日付現在において有効な原登録意匠に係る著作権の存続期間満了前に行わなければならない。

(2) 法第8条によって意匠の登録出願が行われたが前記申請書提出の日付現在において有効な原登録意匠に係る著作権存続期間がその出願の完成前に満了した場合は、原登録意匠に係る著作権が更に期間延長され、かつ、登録されるべき意匠に係る著作権存続期間の延長申請が提出されるまで、登録は実施されないものとする。

規則44 納付期限の延長

著作権存続期間の延長に係り納付を要する手数料の納付期限延長についての請求は様式14によって行うものとする。

第 10 部 譲渡等

規則 45 登録

(1) 譲渡，移転，又は法の適用によって登録意匠若しくは登録意匠の持分を取得するか，又は登録意匠についての譲渡抵当権者，実施権者，その他として登録意匠に対する何等かの権利を取得することになる各人の権原の登録申請は，次の者が行うものとする。

(a) 法第 27 条(1)に基づく申請の場合は，様式 15 を使用し，その権利を取得する者

(b) 法第 27 条(2)に基づく申請の場合は，様式 16 を使用し，譲渡人，実施許諾者，その他当該権利を与える当事者

(2) 登録意匠所有者の資格に影響を及ぼす趣意のその他の書類の届出について登録簿への記載を求める申請は様式 17 を使用して行うことができる。

規則 46 書類の謄本

(1) 規則 45 に基づく申請に引用され，かつ，ニュージーランドにおける記録事項である文書，その他の書類の公証又は認証謄本については，申請書と共に局長に提出しなければならない。

(2) そのように掲げられた他の書類については，局長が別段の指示をしない限り，申請書と共に局長宛てに提出し，かつ，当該書類の認証謄本も提出しなければならない。

規則 47 申請人の必要とされる細目

規則 45(1)に基づく申請書には，権原が主張され又は与えられた根拠となる文書がある場合は，その細目と共に，権利を有すると主張し又は記述された者の名称，宛先，及び国籍を含まなければならない。

規則 48 利権の停止

ある者の名称が譲渡抵当権者又は実施権者として登録簿へ記載される場合に，その者は本人が様式 18 を使用してその目的で申請することで，その者が場合に応じて譲渡抵当権者又は実施権者であることをもはや主張しない旨の注記を登録簿へ記載させることができる。

規則 49 記載事項の変更

(1) 意匠の登録所有者によるその者の意匠に係る登録簿に記載の名称，国籍，住所，又は送達宛先の変更についての申請は，場合に応じて様式 19 又は様式 20 を使用して行わなければならない。

(2) 名称又は国籍の変更請求について措置する前に局長は，当該変更について適当と認める証拠書類の提出を命じることができる。

(3) 局長が当該請求を許容することができると納得する場合は，局長は登録簿をその旨変更させなければならない。

規則 50 登録の取消

意匠の登録所有者がその登録の取消を希望する場合は，様式 21 を使用して申請しなければならない。

規則 51 一定の場合における遺産管理状の提出免除

法第 41 条に基づく遺言検認書又は遺産管理状の提出免除許可についての申請は様式 22 を使用して行うものとし、局長の必要とするところに応じて証拠により裏付けなければならない。

第 11 部 錯誤の訂正

規則 52 申請

登録簿，登録証，又は意匠の登録願書若しくは当該出願に従っての届出書類，又は意匠に関連する争訟手続において提出の何等かの書類における過誤の訂正についての法第 29 条(3)に基づく請求は，様式 23 を使用して行うものとする。

規則 53 公告

提案された訂正の内容の通知について局長が公告を命ずる場合は，当該公告は当該請求及び提案された訂正の内容を公報，及び(必要な場合)局長の指示する他の方法によって公告しなければならない。

規則 54 異議

- (1) 公報に公告の日から 1 月以内に何人も当該提案された訂正に対する異議申立を様式 24 を使用して局長宛てに行うことができる。
- (2) 当該各申立書にはその写し，並びに異議申立人の利害の内容，その者の援用する事実，及びその者の求める救済を詳述した陳述書(正副 2 通)を添付しなければならない。
- (3) 申立書及び陳述書の写しは局長によって当該請求人に送付されなければならない，局長は以後の手続に関して(必要な場合)適当と認める指令を発することができる。

規則 55 聴聞

法第 29 条(4)に従って聴聞が指定された場合は，当該指定について関係当事者，及び提案された訂正の通知を局長から行ったその他の者に宛てて少なくとも 14 日前の予告を行わなければならない。

第 12 部 証明書及び情報

規則 56 局長による証明書

ニュージーランド以外の国における意匠の登録取得，又は訴訟，その他特殊目的のために，局長が法又は本規則によって行うことが授権されている記載，事項又は事柄に関する証明書が必要な場合，局長は様式 25 による請求の提出時には，証明書を発給することができるが，それにはそれが発給された前記の目的を明記しなければならない。

規則 57 登録証再発行

登録証再発行についての法第 26 条(2)に基づく申請は様式 26 を使用して行うものとし，原登録証を滅失若しくは毀損したか又は提出できない事情を詳述し，かつ，証明する証拠を添付しなければならない。

規則 58 情報請求

(1) 何人も法第 31 条に基づき入手する権利がある情報の入手を希望し，意匠の登録番号を提供することができる場合は，様式 27 を使用して申請するものとし，しかる後に局長は前記情報を提供しなければならない。

(2) 申請人が意匠の登録番号を提供できない場合は，様式 28 を使用して申請し，局長宛てに物品について適用された意匠の表示又は見本(正副 2 部)を提出しなければならない。局長はそれに対して可能な限り当該物品に適用の意匠類の調査を行い，適正に提供可能な限り当該情報を提供しなければならない。

規則 59 調査請求

局長は，物品に適用された意匠の表示又は見本(正副 2 部)を添付して様式 29 における目的で申請があったときは，登録意匠類の調査を行わせ，当該物品に適用の意匠が著作権が存続している当該物品に適用の何等かの登録意匠と同一か又は酷似しているかを記述しなければならない。

規則 60 公衆の閲覧に供さない意匠

(1) 局長が法第 9 条(1)に基づき意匠の公表を禁止又は制限する指令を発した場合は，その意匠の表示又は見本は，当該指令の有効期間中，公衆の閲覧に供してはならない。

(2) 法第 30 条(2)に基づき意匠が公衆の閲覧に供されない期間は，同条に規定のある場合を除き，その登録日から繊維品に適用の意匠に関しては 3 年，並びに壁紙及びレースに適用の意匠に関しては 2 年とする。

第 13 部 強制ライセンス

規則 61 申請

法第 14 条に基づく強制ライセンス付与の申請は様式 30 を使用して行わなければならない。当該申請にはその写し，並びに申請人の利害の内容及びその者の当該事案の根拠となっている事実を詳述した陳述書正副 2 通を添付しなければならない。申請書及び事案陳述書の写しは局長によって登録所有者に回付されなければならない。

規則 62 異議

登録所有者が当該申請に対して異議申立を希望する場合は，当該申請に対する異議申立の理由を詳述した陳述書を局長の指定する期間内に提出し，かつ，その写しを申請人に渡さなければならない。

規則 63 申請を立証する証拠

申請人は局長の指定する期間内にその事案を立証する証拠を提出しなければならない，その写しを登録所有者に引き渡さなければならない。

規則 64 答弁の証拠

登録所有者は，局長の指定する期間内に，答弁の証拠を提出することができるが，その写しを申請人に渡さなければならない。申請人は，局長の指定する期間内に，厳格に答弁のみに限定した証拠を提出することができるが，その写しを登録所有者に引き渡さなければならない。

規則 65 証拠閉鎖

局長の許可又は指示のある場合を除き，何れの当事者によっても追加証拠は一切提出できないものとする。

規則 66 聴聞

- (1) 局長は，証拠の完成時又は局長が適当と認めるときは，当該事案の聴聞時を指定しなければならない，かつ，当該指定の予告を少なくとも 10 日前に当事者に行わなければならない。
- (2) 何れかの当事者が聴聞を希望する場合は，その者は様式 31 を使用して局長に届け出なければならない，局長は聴聞日前に当該様式を提出しなかった何れかの当事者の聴聞については拒絶することができる。

規則 67 費用

所有者によって不抗争である強制ライセンスの付与に関する申請の場合は，局長は申請人宛てに費用を裁定するか否かの決定に当たって，申請書の提出前に申請人によって合理的な通知が登録所有者宛てに行われていたとすれば訴訟手続が回避できたか否かについても酌量しなければならない。

第 14 部 登録の取消

規則 68 申請

法第 15 条(2)に基づく意匠登録取消の申請は様式 32 を使用して行わなければならない，かつ，その写し並びに申請人の利害の内容及びその者が援用する事実を詳述した陳述書正副 2 通を添付しなければならない。

規則 69 手続

申請書の写しは局長によって登録所有者に送付されるものとし，その場合規則 62 から規則 66 までの規定を適用する。

規則 70 費用

所有者によって不抗争である意匠の登録取消に関する申請の場合は，局長は申請人宛てに費用を裁定するか否かの決定に当たって，申請書提出前に申請人によって合理的な通知が登録所有者宛てに行われていたとすれば訴訟手続が回避できたか否かについても酌量しなければならない。

第 15 部 局長の面前での証拠

規則 71 証拠の様式

本規則に基づいて証拠の提出が必要になる場合は、本規則に別段の明示規定がない限り、それは法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。

規則 72 宣言書の作成等

(1) 本規則によって必要とされ、又はそれに基づく何等かの手続に使用される法定宣言書及び宣誓供述書はそれらが関係する事項に見出しを付し、連続番号を付した項に区分し、かつ、各項を出来る限り 1 主題に限定しなければならない。

(2) 各法定宣言書又は宣誓供述書は、それを作成した者の紹介事項及び真正の住所を記述し、かつ、それは書入れ、タイプし、石版印刷し、又は印刷したものでなければならない。

規則 73 宣言の実施等

(1) 本規則の適用上、法定宣言書及び宣誓供述書は、次の通り作成し署名されるものとする。

(a) ニュージーランドにおいて作成の場合、場合に依りて 1927 年治安維持法又は 1908 年証拠法による所定の方法で

(b) 英連邦のその他の地域又はアイルランド共和国において作成の場合、裁判所、判事、宣誓局長、治安判事、若しくは訴訟手続のためそこでの宣誓執行を法に基づき授権されている者の面前、又は英連邦代表者の面前で、並びに

(c) その他の地域において作成の場合、英連邦代表者若しくは公証人の面前、又は判事若しくは軽罪判事の面前で

(2) 本条規則の適用上、表現「英連邦代表」とは、(ニュージーランドを含む)英連邦加盟国の大使、高等弁務官、公使、代理大使、領事、通商代表、又は観光庁代表をいい、当該高官に代わり適法に業務を行っている者を含み、更に当該大使、高等弁務官、公使、又は代理大使の職員としての外交書記官も含むものとする。

規則 74 書類上の署名の承認

法定宣言書又は宣誓供述書が面前で作成され署名された証拠としての法定宣言書又は宣誓供述書を受けることを規則 73 によって授権されている者の公印又は署名をその上に添付、押印、又は署名した外見を有する書類については、当該公印若しくは署名の真実性又は当該宣言書若しくは供述書を受ける者若しくはその権限の公的性格の真実性の証拠なしに、局長が受け入れることができる。

規則 75 追加証拠

局長の面前での手続の如何なる段階においても、局長の必要とする当該書類、情報、又は証拠については、局長が定める期間内に提供されるように指示することができる。

第 16 部 裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 76 申請謄本の局長への送達

裁判所に対して法第 28 条に基づく登録簿の変更に係る申請を行った場合は、申請人は即座に当該申請書の庁内謄本を局長宛てに送達しなければならない、局長は当該申請の届出を登録簿に記載しなければならない。

規則 77 裁判所の命令に基づく行為

法に基づく如何なる事案でも裁判所によって命令が発せられた場合は、当該命令が発せられて有利な者は即座に様式 33 を使用した申請書を当該命令の公印入り副本又は認証謄本を添付の上提出しなければならない、それに対して登録簿について必要ならば、それに記載、又はその記載事項の修正若しくは削除を行って、変更しなければならない。

第 17 部 雑則

規則 78 1913 年著作権法適用除外の意匠

1913 年著作権法第 30 条の適用上、意匠については、次の場合、同条の趣旨での工業的な方法で大量生産するためのひな形又は模様として使用されるものとみなす。

(a) 当該意匠が 50 を超える単一物品について複製され又は複製を企図している場合。ただし、当該意匠が複製され又は複製を企図している全物品が法第 2 条(1)において定義された物品の単一組物を共に形成する場合はこの限りでない。又は

(b) 当該意匠が次の物品に適用される場合

(i) 印刷済壁紙

(ii) じゅうたん、床敷き、又は油布であって、尺単位若しくは反物単位で製造若しくは販売されるもの

(iii) 繊維製反物、又は尺単位若しくは反物単位で製造若しくは販売される繊維製品、又は

(iv) 手製でないレース

規則 79 裁量権

本規則に別段の規定がある場合を除き、法又は本規則によって局長に与えられている裁量権を意匠登録出願人に不利に行使する前に、局長は出願人が聴聞を受けることができる時期について当該出願人宛てに少なくとも 10 日前の予告をしなければならない。

規則 80 証拠免除の権限

本規則に基づき何人かが何等かの行為若しくは事柄を行うことが必要とされ、又は何等かの書類若しくは証拠の提出、届出が必要とされる場合、その行為若しくは事柄を行うこと又は書類若しくは証拠の提出、届出について、その様にするのが合理的であると局長が納得したときは、局長が適当と認める証拠の提出時に、かつ、局長が適当と認める諸条件に従うことを条件として、局長はそれを修正又は免除することができる。

規則 81 補正

局長が適当と認める場合は、意匠についての書類、図面、その他表示は補正することができ、手続上の不備は 50 ドルを超えない手数料の納付を含み、局長の指示する条件で修正することができる。

規則 82 期間の延長

本規則に基づき、何等かの行為をなし又は手続をとる本規則で所定の期限については、局長が適当と認める場合は、局長が指示する当事者に対する通知と局長が指示する条件をもって延長することができ、当該延長は当該行為を行い又は手続をとる期間の満了後でも許可することができる。本条規則に基づく期間の延長申請は様式 34 を使用して行わなければならない。

規則 83 記録の破棄

(1) 法第 7 条(4)に基づき意匠の登録出願が連続 6 年間放棄されたとみなされた場合は、局

長は当該期間の満了時にその願書，及び当該出願に関連して(ある場合)添付若しくは残置された図面，表示，及び見本を含み，当該出願に係る一切の又は何れかの記録を破棄することができる。

(2) 法第 12 条に基づき登録意匠についての著作権が連続 6 年間存続しなかった場合は，局長は当該期間の満了時に，関係願書並びに当該出願に係る一切の又は何れかの届出記録を，(若しあれば)調査目的で必要とされる図面，表示及び見本を除いて，破棄することができる。

第 18 部 廃止及び除外

規則 84 廃止及び除外

- (1) 第 3 附則に規定の規則は本規則により廃止する。
- (2) 1924 年法律解釈法の規定を制限することなく，本規則によって次の通り宣言する。すなわち，本規則による規定の廃止については，その様に廃止された規定又は以前の対応する規定に基づき作成された書類又は行われた一切の事柄に影響しないものとし，更に各当該書類又は事柄については，当該廃止時に存続するか有効であり，かつ，本規則に基づき作成又は行うことができた筈である限り，それが本規則の対応する規定に基づいて作成されたか行われたものとして，かつ，同規定がその書類が作成され又は事柄が行われた時点で有効であったものとして，引き続き効力を有するものとする。

第1附則 手数料

項目	事項	手数料 \$
1	単一物品に適用される 1 意匠又は組の物品に適用される 1 意匠の登録出願	100.00
2	法第 12 条(2)に基づく著作権の第 2 期への期間延長申請	100.00
3	法第 12 条(2)に基づく著作権の第 3 期への期間延長申請	200.00
4	異議申立人による異議申立の全通知	300.00
5	局長の聴聞，各当事者について	750.00
6	登録簿からの全証明書，認証謄本又は抄本	30.00
7	写真複写 - 1 頁当たり(局での複写)	0.89
	1 頁当たり(セルフサービス)	0.18